○国土交通省告示第千二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小方川右支渓一、二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県大竹市小方町小方字揚ケ山二六八番地内四等三角点揚ケ山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一〇八度二九分五六秒　七五〇・二九六メートルの地点

標柱一号から二六五度四〇分七秒　二〇・一五三メートルの地点

標柱二号から二二〇度一六分五五秒　八・四八五メートルの地点

標柱三号から二五五度一五分一秒　二八・五三一メートルの地点

標柱四号から二八七度三九分二三秒　九・二六一メートルの地点

標柱五号から三二一度八分四九秒　一四・六八六メートルの地点

標柱六号から二二六度三分五五秒　一五・六三〇メートルの地点

標柱七号から二九八度三一分三〇秒　三・六八八メートルの地点

標柱八号から三五二度九分三三秒　一二・八三五メートルの地点

標柱九号から二七度四二分四九秒　二三・六九二メートルの地点

標柱十号から三一三度四一分三六秒　二四・五五九メートルの地点

標柱十一号から二三度二六分四六秒　九・八四七メートルの地点

標柱十二号から一〇一度一六分四五秒　三〇・〇三二メートルの地点

標柱十三号から四二度二八分三〇秒　一六・七二四メートルの地点

標柱十四号から九二度五分五九秒　六・九八七メートルの地点

標柱十五号から四〇度〇分三〇秒　五・九〇〇メートルの地点

標柱十六号から二八七度一四分三九秒　一二・五六九メートルの地点

標柱十七号から二七七度五九分五一秒　五・九九四メートルの地点

標柱十八号から二九八度五五分一六秒　一三・一八四メートルの地点

標柱十九号から三四三度四一分二四秒　三・三六九メートルの地点

標柱二十号から三一六度二八分三秒　一〇・三五五メートルの地点

標柱二十一号から三二九度一一分五七秒　三・九七八メートルの地点

標柱二十二号から二九度三〇分五四秒　一一・〇三六メートルの地点

標柱二十三号から三〇七度四一分三九秒　六一・二二一メートルの地点

標柱二十四号から二四度一七分五一秒　八・〇〇三メートルの地点

標柱二十五号から一〇〇度五五分五八秒　五四・三九八メートルの地点

標柱二十六号から一二二度二六分四〇秒　二六・二二一メートルの地点

標柱二十七号から三五度一四分二四秒　一〇・六二四メートルの地点

標柱二十八号から八九度二〇分八秒　九・六六〇メートルの地点

標柱二十九号から一六〇度五一分八秒　二九・二五二メートルの地点

標柱三十号から一一三度五五分四六秒　三四・〇七九メートルの地点

標柱三十一号から一三四度一二分五七秒　三〇・二七四メートルの地点

標柱三十二号から一八七度四六分四八秒　八・〇〇八メートルの地点

標柱三十三号から二七五度〇分九秒　一〇・一九五メートルの地点

標柱三十四号から一八八度一二分五二秒　一二・一〇一メートルの地点

標柱三十五号から二〇八度五五分〇秒　八・八七二メートルの地点

標柱三十六号から一三八度八分五二秒　四・二八八メートルの地点

標柱三十七号から二二四度三二分一九秒　九・九二三メートルの地点

標柱三十八号から二七四度一七分二四秒　五・〇五三メートルの地点

標柱三十九号から三二五度三一分一九秒　一三・六三四メートルの地点

標柱四十号から二五九度二三分五五秒　一一・〇五六メートルの地点

標柱四十一号から二三二度四五分五八秒　六・四二一メートルの地点

標柱四十二号から二五七度一一分一六秒　四・一四四メートルの地点

標柱四十三号から一九六度二三分五七秒　一五・二六六メートルの地点

標柱四十四号から一一一度三〇分五八秒　一四・九九一メートルの地点

標柱四十五号から一〇二度四五分五六秒　五・一九五メートルの地点

標柱四十六号から一七五度三四分五九秒　四・三二四メートルの地点

標柱四十七号から一〇八度一三分四八秒　四・六八六メートルの地点

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御手洗川右支渓一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県廿日市市宮内字城ヶ谷六九六番五地内四等三角点城ヶ谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第千四百七十四号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から九七度五六分一七秒　五六二・三八一メートルの地点

標柱一号から二三二度四四分一六秒　二・六〇〇メートルの地点

標柱二号から三一六度三二分三二秒　五五・三〇五メートルの地点

標柱三号から三二八度五九分五四秒　一二三・二一六メートルの地点

標柱四号から三〇九度五六分五三秒　二一七・三九九メートルの地点

標柱五号から二三四度三五分五七秒　四二・〇三二メートルの地点

標柱六号から一三八度三二分五八秒　五・三七九メートルの地点

標柱七号から二二四度三二分八三秒　四九・三九八メートルの地点

標柱八号から一〇七度二三分一三秒　六・五五二メートルの地点

標柱九号から一六六度四八分三九秒　五二・五〇五メートルの地点

標柱十号から一七六度四五分三七秒　三一・七九七メートルの地点

標柱十一号から一三一度一〇分四三秒　二〇・〇〇〇メートルの地点

標柱十二号から一二四度一九分五九秒　二〇・一四四メートルの地点

標柱十三号から一二八度一二分五秒　五〇・〇六七メートルの地点

標柱十四号から六七度一〇分四七秒　二二・八〇八メートルの地点

標柱十五号から八五度三三分五四秒　二九・八〇七メートルの地点

標柱十六号から一二七度三〇分五四秒　一一・七五八メートルの地点

標柱十七号から一六一度五分三〇秒　五四・九二三メートルの地点

標柱十八号から一九七度五九分四三秒　一四・〇五五メートルの地点

標柱十九号から二二六度一一分二五秒　七・一四九メートルの地点

標柱二十号から一四三度四〇分一三秒　八・八四七メートルの地点

標柱二十一号から一五三度四六分一七秒　七・八四七メートルの地点

標柱二十二号から一五六度三九分四二秒　六・六一九メートルの地点

標柱二十三号から一八三度二四分五七秒　一〇・九五九メートルの地点

標柱二十四号から一七三度二分五七秒　六・二四〇メートルの地点

標柱二十五号から一三一度一八分五一秒　一一・七一五メートルの地点

標柱二十六号から一五五度三一分二四秒　一二・九一〇メートルの地点

標柱二十七号から一九九度五一分一一秒　一一・六四〇メートルの地点

標柱二十八号から一三五度一三分二一秒　一八・二八七メートルの地点

標柱二十九号から一一九度三二分五七秒　一二・〇五三メートルの地点